

事務局規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人学生人材バンク（以下「会社」という）の本法人の事務処理の基準を定め、事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

第2条（事務局）

事務局に、総務経理部、事業部を置く。

第3章 職制

第3条（職員等）

事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務員

第4条（職員の職務）

事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

第5条（職員の任免及び職務の指定）

1. 職員の任免は、代表理事が行う。
2. 職員の職務は、代表理事が指定する。

第4章 事務処理

第6条（事務の決裁）

事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事業部長及び事務局長を経て、代表理事の決裁を受けて実施する。

第7条（緊急を要する事務の決裁）

緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長又の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく事務局長は代表理事の承認を得なければな

らない。

第8条（代理決裁）

1. 代表理事が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、代表理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。
2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに代表理事に報告しなければならない。

第9条（規格外の対応）

本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

第10条（細則）

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

この規定は平成 20年 5月 15日から施行する。